

住居確保給付金のしおり (転居費用補助)

経済的な困窮によって住宅を喪失又はそのおそれのある方へ
～住居確保給付金事業のご案内～



住居確保給付金の受給には、自立相談支援機関においてプランを作成する必要があります。
必ず窓口で申請してください。川西市では郵送での申請は受け付けておりません。

住居確保給付金（転居費用補助）について

同一の世帯に属するかたの死亡、又は離職・休業等により2年以内に世帯の収入の合計額が著しく減少し、住まいを喪失するか喪失のおそれのある方に対して、家計改善支援事業を行った結果、転居の必要性があり費用を捻出することが困難である場合に、転居費用等を助成します。

■支給額

下記の表を上限とし、転居にかかる費用や転居先の住宅に係る初期費用（敷金や家財の購入費等は除く）を支給します。上限を超えた金額は申請者の自己負担となります。

世帯人数に応じ、次の表のとおり。

世帯人数	支給限度額
単身世帯	40,000 円×3＝120,000 円
2人世帯	48,000 円×3＝144,000 円
3～5人世帯	52,000 円×3＝156,000 円
6人世帯	56,000 円×3＝168,000 円
7人世帯以上	62,000 円×3＝186,000 円

■支給方法

転居費用・転居先の住宅に係る初期費用のどちらも原則市から業者（引っ越し業者や不動産仲介業者等）の口座へ振り込む代理受領とします。

住居確保給付金の対象者

下記すべての項目に該当する方

1. 申請者と同一の世帯に属する者の死亡、離職、休業等により、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の収入の合計額（以下、「世帯収入額」という。）が著しく減少し、住居喪失者又は住居喪失のおそれのある者であること。
2. 申請日の属する月において、世帯収入額が著しく減少した月から2年以内であること。
3. 申請日の属する月において、その属する世帯の生計を主として維持していること。

（収入減少時点で主たる生計維持者でなくても、その後離婚等により申請時において主たる生計維持者となっている場合も対象となります。）

4. 申請日の属する月における世帯収入額が、※基準額と家賃の額（住宅扶助に基づく額が上限）を合算した額（＝収入基準額）以下であること。

※（申請者が持家の場合又は住居を持たない場合は、その居住の維持又は確保に要する費用の額が住宅扶助基準に基づく額を超える場合、当該額を家賃の額とします）

単身世帯	92,000 円に家賃額（ただし 40,000 円が上限）を加算した額以下
2 人世帯	139,000 円に家賃額（ただし 48,000 円が上限）を加算した額以下
3 人世帯	172,000 円に家賃額（ただし 52,000 円が上限）を加算した額以下
4 人世帯	214,000 円に家賃額（ただし 52,000 円が上限）を加算した額以下
5 人世帯	255,000 円に家賃額（ただし 52,000 円が上限）を加算した額以下
6 人世帯	297,000 円に家賃額（ただし 56,000 円が上限）を加算した額以下
7 人世帯	334,000 円に家賃額（ただし 62,000 円が上限）を加算した額以下
8 人以上世帯	市民税均等割りの非課税限度額の 1/12 に家賃額を加算した額以下

※収入とは以下 a～d 等をいいます。

- a 給与収入の場合は、社会保険料等の天引き前の総支給額（交通費は除く）
- b 自営業等の場合は、事業収入（経費を差し引いた控除後額）
- c 各種年金等（特定の用途・目的のために支給される手当は収入対象外です）
- d 親族等からの継続的な仕送り、定期的な借入れ金、債券、株式等

5. 申請を行う月に、申請者および申請者と生計を一とするひとの資産の合計が次の金額以下であること（単身世帯：552,000 円 2 人世帯：834,000 円 3 人以上世帯：1,000,000 円）
6. 生活困窮者家計改善支援事業において、その家計の改善のために次のイ）又はロ）に掲げるいずれかの事由により転居が必要であり、かつ、その費用の捻出が困難であると認められること。

イ) 転居をすることで申請者が賃借する住宅の一月当たりの家賃の額が減少し、家計全体の支出の削減が見込まれること。

(当該申請者が持家の場合又は住居を持たない場合、その居住の維持又は確保に要する費用の月額よりも転居後に賃借する住宅の一月当たりの家賃が減少する場合を含む。)

ロ) 転居をすることで申請者が賃借する住宅の一月当たりの家賃の額が増加するが、転居に伴うその他の支出の削減により家計全体の支出の削減が見込まれること。

(当該申請者が持家の場合又は住居を持たない場合、その居住の維持又は確保に要する費用の月額よりも転居後に賃借する住宅の一月当たりの家賃が増加する場合を含む。)

7. 自治体等が実施する転居の支援を目的とした類似の給付等を、申請者及び申請者と同一の世帯に属するひとが受けていないこと

8. 申請者及び生計を一とするひとが暴力団員でないこと

住居確保給付金の申請に必要な書類

1. 住居確保給付金支給申請書（様式 1-1、1-1A、1-2A）
2. 本人確認書類（次の本人確認書類のいずれか）
運転免許証、個人番号カード、一般旅券、各種障害関係手帳、各種健康保険証、住民票など
3. 収入減少又は離職等関係書類
＜収入減少後 2 年以内の方＞
収入減少後 2 年以内であることが確認できる書類の写し

例：収入減少前と後の給与明細など

＜離職後 2 年以内の方＞

離職後 2 年以内であることが確認できる書類の写し

例：離職票、解雇通知書、有期雇用契約の非更新通知、雇用保険受給資格者証など

※ 書類がやむを得ず整わない場合には、「離職状況等に関する申立書 様式 5-1B」を提出してください。

＜休業による減収の方＞

収入を得る機会が減少していることが確認できる書類の写し

例：雇用主からの休業を命じる文書、アルバイトのシフトが減少したことがわかる文書、
請負契約のアポイントがキャンセルになったことがわかる文書、
個人事業主の場合は店舗の営業日や営業時間の減少がわかる文書など。
（※チラシ、ホームページやメール等の写し可）

※ 書類がやむを得ず整わない場合には、「就業機会の減少に関する申立書 様式 5-2」を提出してください。

4. 収入関係書類

申請者及び申請者と生計を一にしている同居の親族のうち収入がある者について収入が確認できる書類の写し

例：年金金額のわかる書類、給与明細書、預貯金通帳の記帳ページ等

5. 金融資産関係書類

申請者及び申請者と生計を一にしている同居の親族の全ての金融機関の通帳等の写し

6. 要転居証明書

7. 転居前の住居の賃貸借契約書（転居前の住居の家賃額確認のため）

8. （持ち家の場合のみ）居住維持費用関係書類

9. 入居予定住宅に関する状況通知書（様式 2-2）

10.転居に要する費用の額及び内訳が確認できる書類・各種見積書（家財の運搬費用・原状回復費用等）

11. その他指定した書類

生活福祉資金（総合支援資金貸付）の紹介

賃貸住宅への入居には敷金・礼金等のいわゆる「初期費用」が必要となり、住居確保給付金（転居費用補助）のみの受給では「初期費用」の用意が困難な方や、住居確保給付金受給中の生活費が必要な方につきましては、社会福祉協議会の「生活福祉資金（総合支援資金）」を活用することができます。（当該貸付金は、雇用保険の失業等給付・年金等の公的給付又は公的な貸付を受けている場合は、利用することができません。）

※生活福祉資金（総合支援資金）

継続的な生活相談・支援（就労支援等）と併せて、生活費及び一時的な資金を貸し付け、生活の立て直しを支援するための貸付けです。

- （１）住 宅 入 居 費 ： 40 万円以内
- （２）生 活 支 援 費 ： 2 人以上世帯／月 20 万円以内（単身／15 万円以内）
最長 1 年間
- （３）一時生活再建費 ： 60 万円以内

※貸付利子： 連帯保証人を立てる場合は無利子
連帯保証人を立てない場合は年 1.5%

住居確保給付金支給までに生活費が必要な方は

住宅を喪失している方であって、住居確保給付を受給するまでの間の生活費が必要な方につきましては、社会福祉協議会の臨時特例つなぎ資金の貸付けを活用することができます。

※臨時特例つなぎ資金貸付

公的給付等による支援を受けるまでの間の当面の生活に要する費用の貸付
10 万円以内

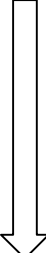
貸付利子：無利子、連帯保証人不要

住居確保給付金（転居費用等）の支給決定までの流れ

■住宅を喪失するおそれのある方

※実際にかかる期間については、個々の状況に応じて異なります。

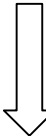
① 相談受付・家計改善支援（転居の必要性の確認） （※）目安：2～3か月程度

- 
- ・相談員との面談で家計状況を確認します。
 - ・債務や浪費等も隠さず相談してください。
 - ・預金通帳は休息口座を含むご家庭の全ての通帳について提出いただきます。
 - ・転居の必要性があるか等を確認し、家計の状況に応じて転居先の住居の家賃額を決定します。

② 住居確保給付金の支給申請

- 
- ・申請書及び申請確認書を提出してください。

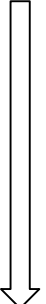
③ 申請受付・申請書写しの交付

- 
- ・申請書の写しと予定住宅通知書を交付しますので、転居に係る費用の見積り（家財の運搬費用や転居先の住居に係る初期費用等）取得など転居先の住宅確保のための調整を行ってください。

④ 予定住宅通知書等及びその他申請書類一式を揃えて提出

- 
- ・予定住宅通知書及び転居に係る費用の見積書を提出してください。
 - ・その他申請に係る書類を揃えて提出してください。添付書類及び追加確認書類が揃った時点が受付日となります。
 - ・家計改善支援時に想定していた転居先の住居の家賃額を超える場合は、あらためて家計全体の支出の削減を検討します。

⑤ 審査・決定通知 （※）目安：1か月程度

- 
- ・審査の結果、受給資格ありと認められた場合には「住居確保給付金支給決定通知書」が、受給資格なしと判断された場合には、「住居確保給付金不支給通知書」が交付されます。

⑥転居

- ・住居確保給付金は川西市から業者等（不動産仲介業者等）へ直接振り込まれます。
- ・転居に係る費用が決定通知書に記載の支給額を超える場合の差額は受給者の負担となり、**支給額を下回った場合は業者との調整のうえその差額を返還してください。**

⑦住居確保報告書及び支出額確認書類提出

- ・転居後、住宅入居日から7日以内に住居確保報告書・転居先の賃貸借契約書の写し・新住所における住民票の写し・実際に支払った額を確認できる書類（領収書等）を揃えて提出してください。
- ・他自治体へ転居した場合は、受給者本人の同意を得た上で転居先の自治体に受給者の情報を引き継ぎます。

住居確保給付金を徴収する場合

本給付の受給後に、虚偽の申請等不適正受給に該当することが判明した場合には、既に支給した給付の全額または一部について徴収することとなります。

住居確保給付金を再支給する場合

従前の支給が終了した月の翌月から起算して1年を経過し、住居確保給付金の支給要件（3・4ページの1～8）に該当する場合は、再支給できることがあります。

お問い合わせ先

川西市 福祉部 地域福祉課

TEL 072(740)1189

FAX 072(740)1311

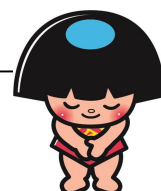
受付時間 月曜日～金曜日

午前9時～午後5時

休業日 土曜日、日曜日、祝日

12月29日から翌年の1月3日

申請の際は事前に地域福祉課までご連絡いただき、予約をお取りください。



©川西市 2008